



宮 監 公 表 第 7 号
平 成 30 年 1 月 31 日

宮 崎 市 監 査 委 員 員
宮 崎 市 監 査 委 員 員
宮 崎 市 監 査 委 員 員

梶 谷 欣 也
神 戸 洋 一
伊 地 知 義 友
日 高 義 あ び



定期監査の措置状況の公表について

平成 28 年度定期監査の結果報告に対して講じた措置の通知があったので、地方自治法第 199 条の規定に基づき公表します。

記

1 監査の対象部課等

税務部

2 講じた措置の内容

別紙のとおり

平成 28 年度定期監査指摘事項等についての措置状況通知書

平成 28 年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

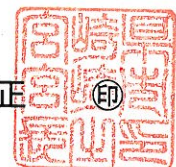
(監査対象部署：税務部)

指 摘 事 項 の 内 容	措 置 状 況
<p>【指摘事項】</p> <p>(納税管理課)</p> <p>①使用物品の管理について、課長は財務規則の規定に基づき善良な管理のもとに行われるよう指導監督しなければならないにもかかわらず、同課が管理している消耗品は、第三庁舎の3階と屋上を結ぶ階段の踊り場に設置されたキャビネット(7基)に保管されており、盗難や紛失のおそれがある状態となっていた。また、当該キャビネットについては、避難の支障になる物件として消防法に基づき平成 28 年 9 月 6 日付けで宮崎市北消防署から速やかに改善するよう通知があったにもかかわらず、実査日(平成 28 年 11 月 7 日)においては改善されておらず存置されたままだった。</p>	<p>(平成 29 年 2 月 3 日現在)</p> <p>①キャビネットは、他課への移管の手続きを行い、2 台を除き全て撤去した。また、キャビネットに保管していた物品については、可能な限り執務室へ移動した。執務室において保管場所が確保できなかった物品及び 2 台のキャビネットについては、保管場所を管財課で検討することを確認した。</p> <p>(平成 29 年 11 月 30 日現在)</p> <p>前回、指摘のあった避難の支障となる物件については、保管場所を検討することとしていたが、その後、関係部署と協議し、帳票等の物品は避難の支障とならない場所へ移動した。</p> <p>なお、2 台のキャビネット(整理棚)については、平成 30 年 3 月末までに撤去することとしている。</p>

平成 29 年 12 月 21 日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正



平成28年度定期監査指摘事項等についての措置状況通知書

平成28年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：税務部)

指摘事項の内容	措置状況
<p>【指摘事項】</p> <p>(納税管理課)</p> <p>①使用物品の管理について、課長は財務規則の規定に基づき善良な管理のもとに行われるよう指導監督しなければならないにもかかわらず、同課が管理している消耗品は、第三庁舎の3階と屋上を結ぶ階段の踊り場に設置されたキャビネット(7基)に保管されており、盗難や紛失のおそれがある状態となっていた。また、当該キャビネットについては、避難の支障になる物件として消防法に基づき平成28年9月6日付けで宮崎市北消防署から速やかに改善するよう通知があったにもかかわらず、実査日(平成28年11月7日)においては改善されておらず存置されたままだった。</p>	<p>(平成30年1月19日現在)</p> <p>平成29年12月21日付け宮納第268号で、平成30年3月末までに撤去することとしていた2台のキャビネット(整理棚)については、平成30年1月12日に撤去した。</p>

平成30年1月19日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷

